

平31健康増進第1496号
令和2年（2020年）3月10日

一般社団法人山口県医師会長
様
一般社団法人山口県病院協会長

山口県健康福祉部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感
染症に関する流行地域について

県の感染症予防対策の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、業務御多忙の中、誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

《流行地域（令和2年3月7日適用）》

- ・中華人民共和国湖北省及び浙江省
- ・大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡
- ・大韓民国慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡
- ・イラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州及びギーラーン州

追加
追加

感染症班
担当 野村・川崎
TEL 083(933)2956
FAX 083(933)2969

事務連絡
令和2年3月6日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年2月26日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

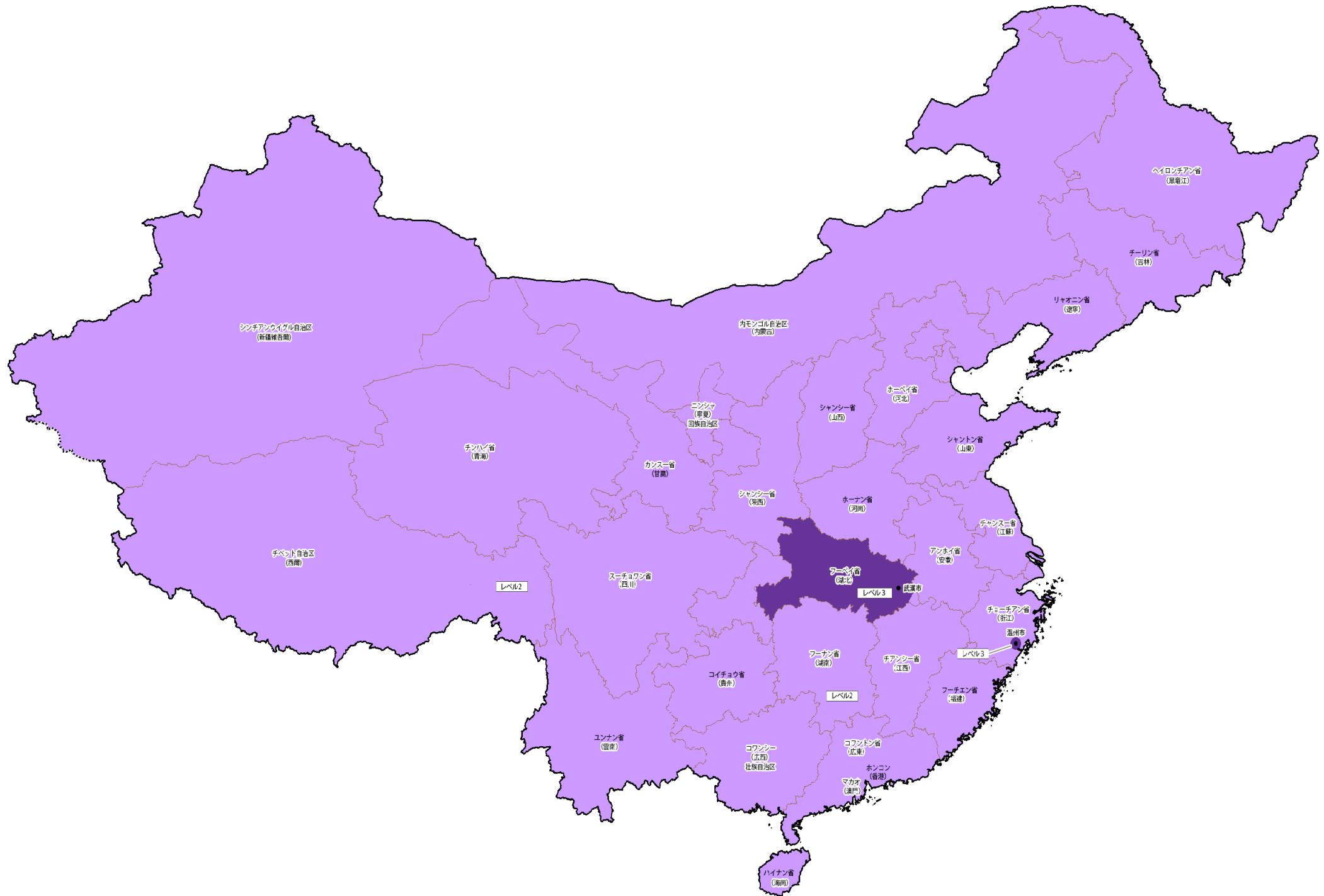
届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東

市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡並びにイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州及びギーラーン州とする。

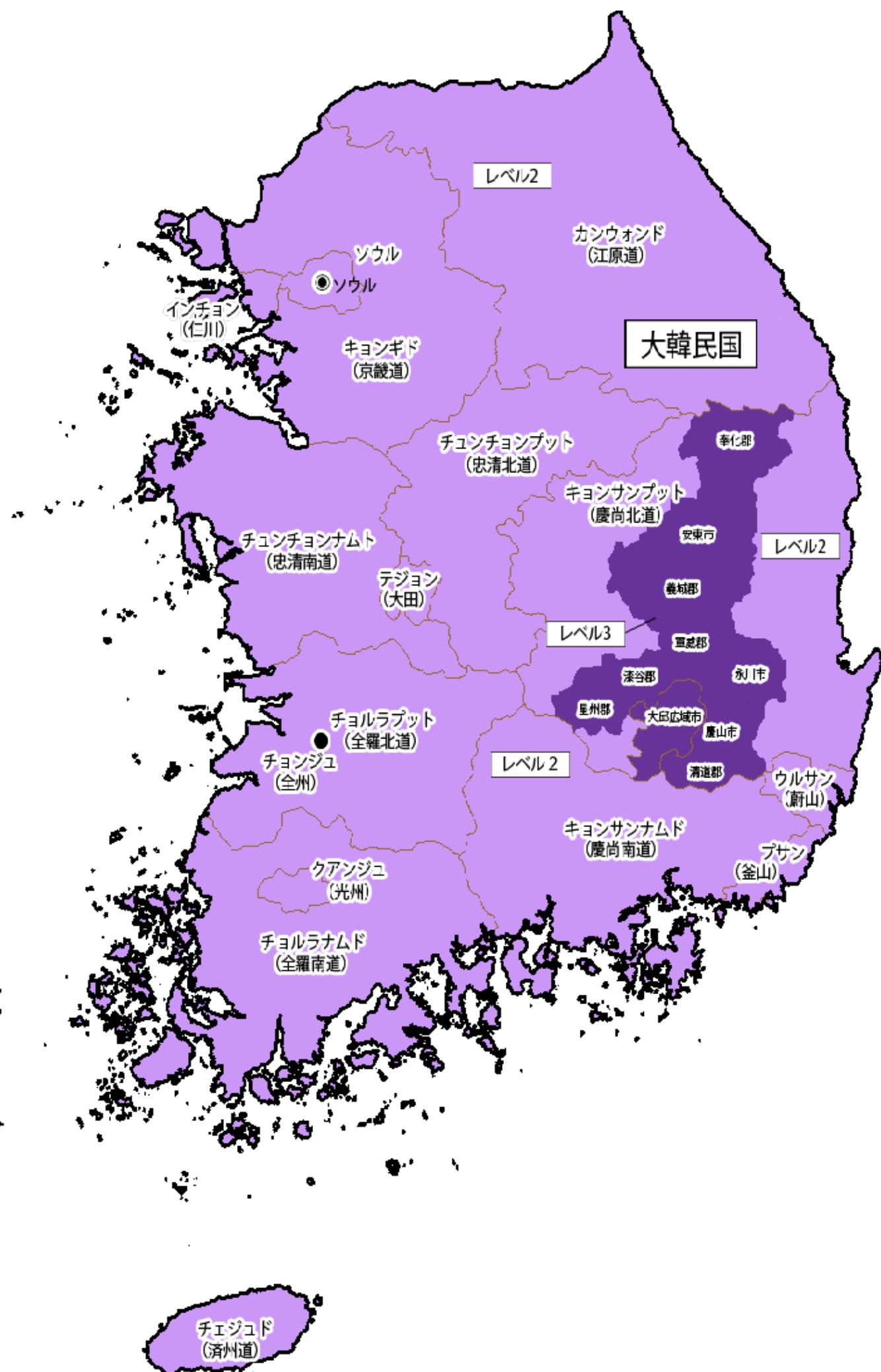
2 適用日等

令和2年3月7日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡並びにイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州及びギーラーン州に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

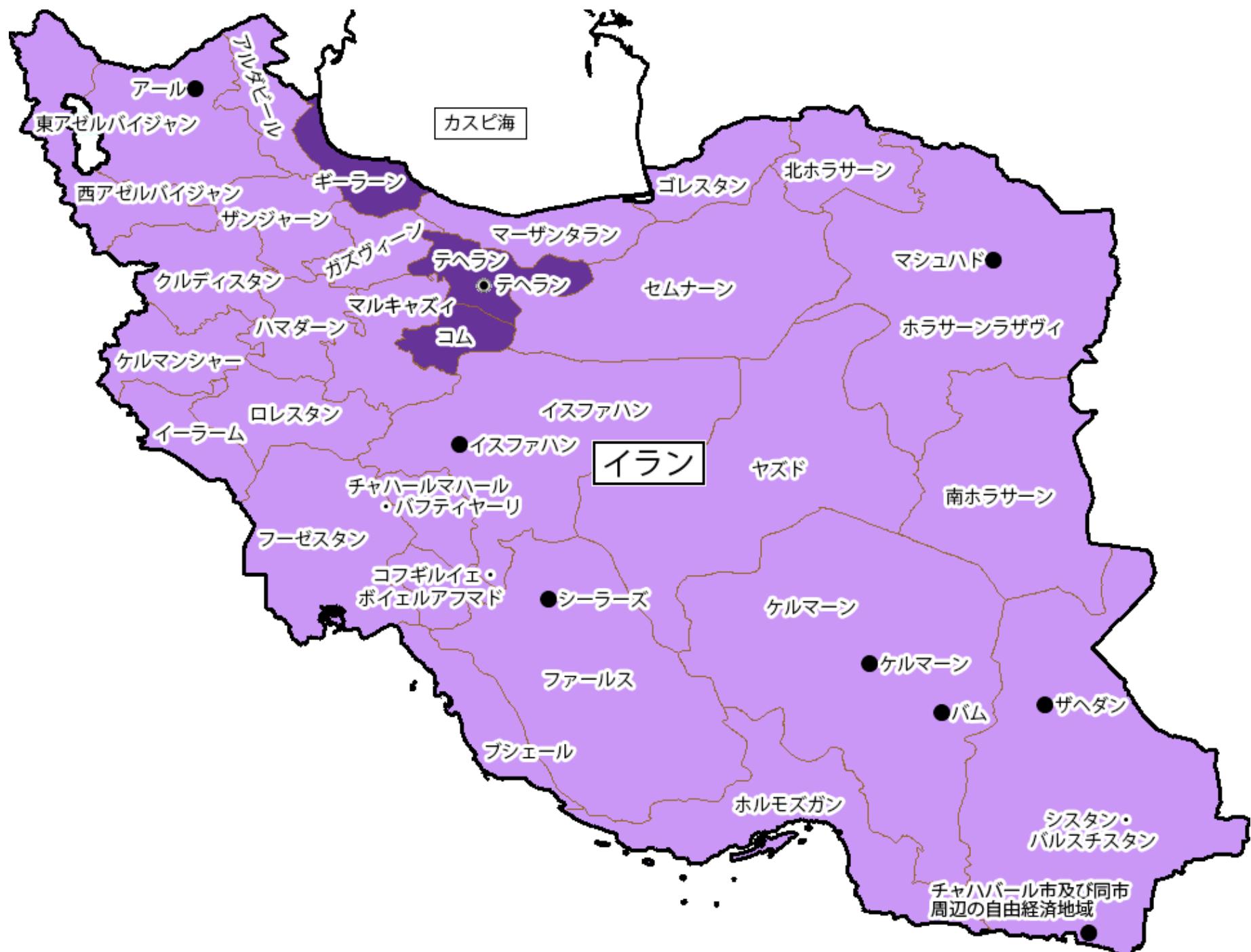
また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。



凡例:
■ 「レベル1:十分注意してください。」
■ 「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」
■ 「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
■ 「レベル4:避難してください。渡航は止めてください。(避難勧告)」



- 凡例：
- 「レベル1：十分注意してください。」
 - 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」
 - 「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」
 - 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」



凡例：  「レベル1：十分注意してください。」

 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

 「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」